

兵高教組

2018年11月1日

## 調査情報 16号

兵庫県高等学校教職員組合調査部

TEL: 078-341-6745 FAX: 078-351-3185

URL: <http://www.hyogo-kokyoso.com>mail: [honbu@hyogo-kokyoso.com](mailto:honbu@hyogo-kokyoso.com)

県教委、年度末の人事異動に関する「調書」を一本化

## 人事異動に関する本人の希望や事情は、はっきりと伝えましょう!

各学校で、人事異動に関する説明が校長から教職員に伝えられています。高教組は、人事異動は学校の教育計画と本人の「希望と承諾」を原則にすべきという立場から、県教委に「本人の希望の尊重」「校長の意見具申の尊重」などを求めています。県教委はこれまで、「事前の意向打診」を含め「丁寧な人事異動」をすることを約束してきました。内示日にいきなり本人に伝えるなどということのないように、県教委には、校長を通じて本人や学校の状況の把握等を行う責任があります。

しかし、昨年度も高教組には、校長の教職員への不適切な対応があったとの声が学校現場から寄せられています。不本意な異動をなくすためにも、以下のような点に気をつけて対応しましょう。

## 「調書」提出の対象は異動希望者と「計画交流」対象者

今年度から様式が変わり、昨年度までの「異動希望調書」と「勤務に関する調書」が、「勤務に関する調書」に一本化されました。提出の対象者は、①異動を希望する人 ②同一校9年以上の人 ③新規採用から同一校4年以上の人 です。

1つの様式になって、異動を「希望する」「希望しない」がはっきりと書けるようになり、本人の希望がそのまま県教委に伝わるようになったのは改善と言えます。また、「健康状態」の欄が設けられ「良好でない」ことやその状況を書けるようになっていきます。「今後の予定」(結婚・出産・転居等)の欄は「必要があれば」とされています。

## 本人の希望や事情をはっきりと伝えることが必要

一方で、「次の勤務地」の希望地域・希望校種を、「異動を希望しない場合も記入のこと」としているのは問題があります。県教委が「計画交流対象者には、異動対象だと認識してもらう」ことを理由のひとつとしているためですが、異動希望がないのだから書けない場合もあるということは、県教委も想定しています。校長と丁寧に話をすることが大切です。無理強いされる場合などは、組合にご相談ください。

また、異動希望の欄の「どちらでもよい」は、都合良く使われる恐れがあり、注意が必要です。希望地域や希望校種、異動するしないに関係する事情などは、曖昧にせずはっきりと伝えることが必要です。

希望地域・校種の理由は「必ず記入」とされていますが、異動希望がない場合、「次の勤務地」の希望地域などは書いたとしても、その理由を書くのは「難しい」というのは県教委との共通認識です。書かなくてもかまわないでしょう。

「管理職への昇任、教育行政職への異動の希望」の欄が新設されていますが、異動に直接関係するものではありません。

## 校長には県教委への意見具申権があります

校長が本人の希望や事情を把握し、県教委に正しい情報を伝え、本人や兵庫の教育のためによりよい異動計画を立てることは当然の仕事です。そのため、校長には教職員人事に関する意見具申権があります。

過去には、異動希望者が希望を伝えようとしても校長が聞くことを拒否するという例がありましたが、県教委は従来から、必ずしも希望通りになるわけではないが、校長が本人の希望を把握しておくように、としています。しっかり聞いてもらいましょう。

昨年度のひどい例では、異動したくないという希望と理由を本人から聞いておきながら、「異動したい形で書くように」と言って書かせ、結局異動をさせるという不当なことをした校長がいました。このようなことをさせないためには、本人から校長に、はっきりと希望や事情を伝えることが大切です。校長からの意見聴取に「どちらでもよい」「考えてみます」などの曖昧な返事をする、本人の意に反する結果となる危険があります。Yes, Noをはっきりと伝えましょう。「調書」は、提出前にコピーを取ることをお勧めします。

## 校長が「県教委から何も聞いていない」ということはありません

1月末までは校長間人事で、それ以降は県教委が「計画交流」と一体の異動計画を策定します。その間に校長は、来年度の校務運営を考える上で異動の状況を把握することが必要で、内示まで県教委から何も知らされていない、ということはありません。県教委は校長に必ず伝えていきます。地域や校種すら聞けないのであれば、本人の生活や教育計画などに大きな支障が生じます。適宜、校長に希望を伝え、状況を尋ねましょう。

**人事異動に関する悩みや心配事は高教組にご相談ください。**

**教職員の生活と権利を守る高教組へ、あなたもぜひ!**